

2017年5月22日

各位

TPP交渉差止・違憲訴訟の会  
代表代行 池住 義憲  
弁護団共同代表幹事長 山田 正彦  
弁護団共同代表 岩月 浩二  
TEL 03-5211-6880 FAX 03-5211-6886

TPP交渉差止・違憲訴訟の判決期日及び第三回総会のご案内  
2017年度会費納入のお願い

当会は、東京地方裁判所に1582名の原告が提訴を行い、昨年11月14日の第六回口頭弁論に引き続き行われた、本年1月16日の第七回口頭弁論期日において、原告側の証人尋問請求を退け、一方体に審理の打ち切り結審を行いました。

以降、訴訟の会・弁護団としては、公正な裁判を期待することは出来ないとして、やむなく忌避の申し立てを行ったものの、東京地裁はそれを棄却、申し立てに関わる即時抗告に対しても却下し、東京地裁民事17部は本訴訟に対する判決期日を6月7日に指定してきました。本訴訟に対しては、来る判決においては、TPP協定が発効されないまま、厳しい判決が予想され、大きな節目を迎えることとなります。

先に配布した「TPP新聞7号」においても記載させて頂きましたが、仮に却下又は棄却判決となった場合、弁護団として控訴することを予定しています。また、TPP協定に関する国内法や政省令の改正にともない、営業の自由（憲法22条第1項）や幸福追求の権利（憲法13条）が侵害されていることを確認するなど、違憲性を問うための行政事件訴訟も予定しています。

このことから、判決当日、9時15分から裁判所正門入口前で門前集会を行いますので、多くの原告、会員、一般の方にお集まりいただきたくご案内申し上げます。なお、判決後、裁判報告会と併せて第三回総会を下記のとおり開催しますので、会員の皆様のご参加をお願い申し上げます。

また、当会は2年を経過する中で、7回に渡るTPP新聞の発行や講演会・学習会等を開催してきました。総会では、今後の活動等について提案させて頂きませんが、現在でも厳しい財政状況が続いております。甚だお願いではありますが、会員の皆さんにおかれては、会費納入（一口2000円）についてお願い申し上げますので、同封した振込用紙に必要事項を記入の上、最寄りの郵便局で振り込み頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 日時：6月7日（水）10時00分～
2. 場所：東京地方裁判所103法廷
3. 当日スケジュール：
  - 9時15分 東京地方裁判所門前集会（東京地方裁判所正門付近）
  - 9時30分 抽選券・傍聴券配付開始（東京地方裁判所入口付近（正門側））※抽選に漏れた方は、全日通霞ヶ関ビルにご移動ください。  
10時00分 判決

#### 4. 記者会見

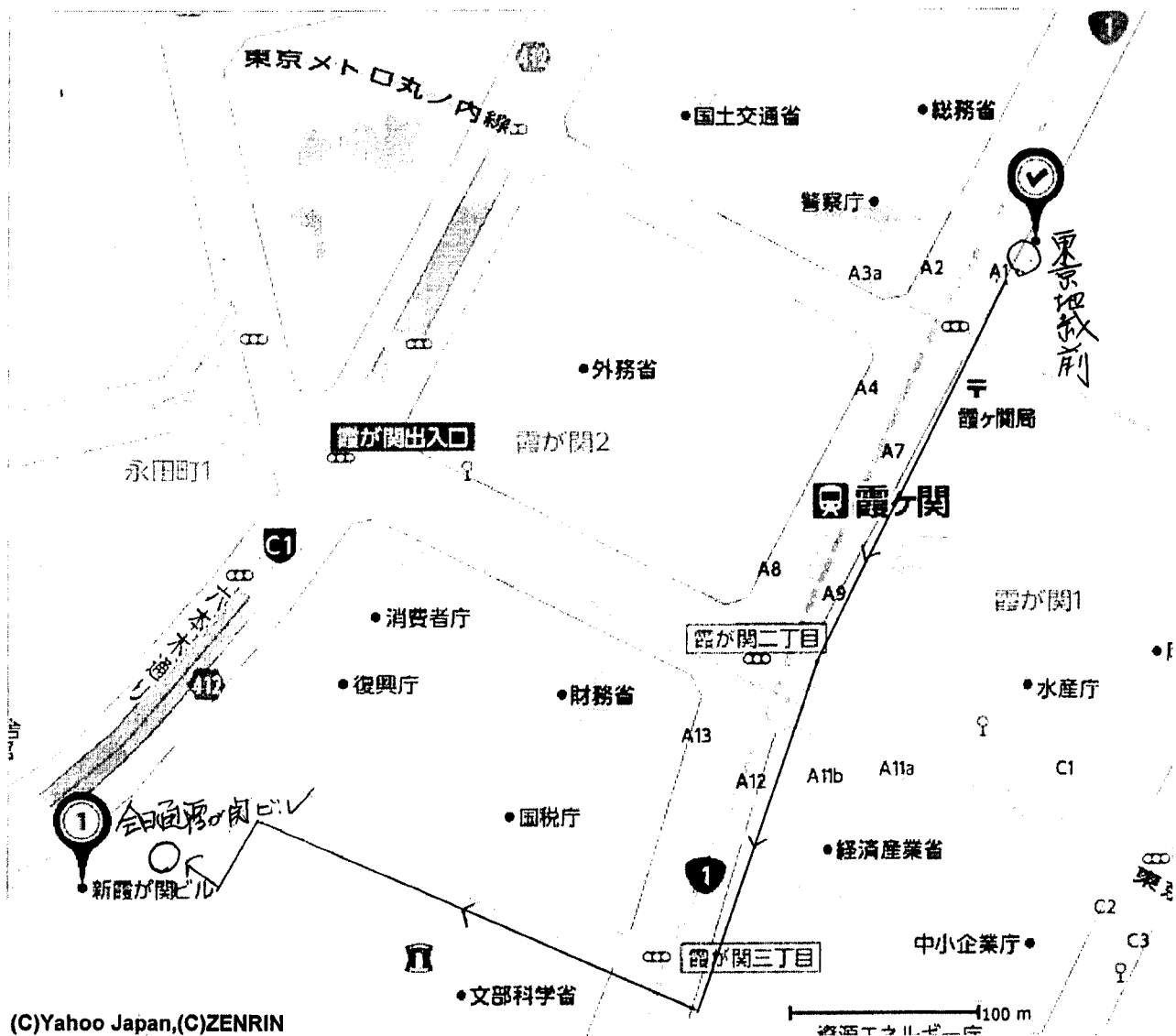
- (1) 日 時：11:00
- (2) 場 所：弁護士会館記者クラブ
- (3) 対 応：弁護団及び原告（判決を踏まえて）

#### 5. TPP交渉差止・違憲訴訟の会 裁判報告会及び第三回総会

- (1) 日 時：6月7日（水）10時45分～13時
- (2) 場 所：千代田区霞が関3丁目3番3号  
全日通霞ヶ関ビル 8階「ホール」
- (3) 運 営：10:45～11:45 記念講演  
11:50～12:10 裁判報告会  
12:10～13:00 第三回総会

なお、総会では、経過報告、2016年度決算報告、2017年度活動計画案、2017年度予算案などを確認頂きます。

以上



判決期日のご案内

2017年5月22日

TPP違憲差止訴訟・三次訴訟原告予定者のみなさま

TPP違憲差止訴訟弁護団共同代表 山田正彦

同 岩月浩二

前略 2015年4月に東京地方裁判所に提訴した TPP 違憲差止訴訟（一次訴訟・二次訴訟）について、2017年6月7日10時より東京地裁103法廷にて判決が言い渡される見通しとなりました。

本訴訟においては、提訴以来、植草一秀氏、鈴木宣弘氏、孫崎亨氏、山本太郎氏など（五十音順）、多くの原告の方々に法廷での口頭による意見陳述を実現し、また、弁護団作成の訴状、および、弁護団・原告団作成による計24通の準備書面などを提出して参りました。

しかし、本年1月16日における第7回口頭弁論期日において、いまだ多くの主張立証を予定していた原告らの意見を退け、裁判所は口頭弁論の終結を決定しました。

口頭弁論の終結時点において、すでに米国は TPP からの離脱を表明しており、TPP 自体は成立しているものの発効の見込みは現実的に無くなったものと考えられますが、判決自体は原告側にとって厳しいものとなる見通しです。

仮に、原告側の請求を棄却する旨の判決が下された場合には、TPP 自体は今もなお存続しており、TPP を先取りする形で種子法や水道法などの諸法律が改正されている現状においては、TPP 自体の問題性を更に明らかにする意義があると考えられるため、弁護団としては第一次・第二次訴訟について控訴することとしております。

また、第三次訴訟の原告予定者の皆様におかれましては、今後、TPP に連動した法改正（食物アレルギーなど食の安全の問題、農作物の消費者・生産者などの視点による良質な農作物の確保の問題など）に関する行政訴訟を提起することを予定しております。引き続き、よろしくご理解・ご協力のほどお願いいたします。

草々